

社会福祉法人 和水町社会福祉協議会

令和4年度 事業計画

「基本方針」

社会福祉協議会は、社会福祉法において「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と明記されています。地域住民を会員とする社会福祉法人として、地域住民が直面している地域福祉の課題や問題の解決に取り組み、"赤ちゃんからお年寄りまで安心して暮らし続けられるまち"の実現を目指します。

第2期地域福祉活動計画を基本とし、職員自ら地域に出向いて（アウトリーチ）地域住民の意見・要望等を取り入れ、その中で地域または個人が抱える課題や問題を発見し、その解決に向けて地域住民、ボランティア、民生委員・児童委員、行政、関係団体等の多業種協働による支援を推進します。

在宅福祉の分野では、介護保険事業・障がい者自立支援事業の効果的なサービスが提供できるように取り組んで行きます。

今後も、社会福祉協議会の意義・役割について十分に検討し、新たな事業創出も視野にふまえて、既存事業の見直しや課題の整理を行い、地域福祉の更なる充実と向上に向けて、社協職員としての資質向上に努めると共に、職務への自覚と責任を持って取り組んでいきます。

「基本目標」

1. 支え合いの意識と人づくり

福祉座談会の取り組みをもとに、今後、各行政区等での自主的な福祉活動の向上につなげ、平常時の見守り活動をはじめ、一人ひとりが生きがいをもって、自立した生活ができるまちづくりを目指していきます。

また、ボランティアニーズの発掘や既存団体への継続支援、新たな人材育成などボランティア活動への支援を増進し、今後、福祉の担い手として、家庭・学校・地域が一体となって福祉教育の輪に参画できるような機会を作ると共に、福祉への理解と関心を高めることができる事業を推進します。

2. 協働のしくみづくり

社協・行政、福祉関連事業所・店舗・一般事業所等との連携を進め、専門機関としての役割を果たしていきます。

地域での重層的な支え合いのネットワークを形成していくことで、サービスを必要とする一人ひとりのニーズに応えることが出来るような体制の充実を図ります。

また、住民に身近で頼りになる役割を果たせるよう運営体制の充実を進め、社協事業を広く周知し、住民への理解を図りながら、福祉の総合相談窓口としての機能強化を進めます。

3. 安心・安全なまちづくり

住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、子どもから高齢者までサポートできるような様々な福祉サービス事業を展開し、社協職員の資質向上に努めるとともに、利用者に満足してもらえるサービスの提供を目指し、利用促進、活動周知に努めます。

また、災害時における地域住民同士の地域防災力の向上、防犯体制を強化していくために、防災訓練や各種講習会を開催します。

1. 社協運営に関すること

(1) 理事会・評議員会等の開催

各種法令や諸規程を遵守し、地域福祉を目的とした諸事業を効果的かつ効率的に実施し、健全な運営と組織の基盤強化に取り組む。

(計 画)

▼理事会、評議員会、評議員選任解任委員会の開催

(2) 各種監査及び会計指導

社協監査、町監査、県指導監査、会計士より指導を受け、事業及び経理処理等の適正な運用に努める。

(3) 役職員等の資質向上

理事、評議員をはじめ、限られた人員の中で円滑な業務遂行のために、職員としての資質向上に努める。

(4) 指定管理施設の管理運営（町受託事業）

和水町より指定管理者の指定を受けて、和水町福祉センターを適正に管理し運営を行う。

(計 画)

▼指定期間 令和3年4月1日～令和6年3月31日

2. 社協事業に関すること

(1) 住民への情報提供のために

①社協広報紙の発行

社協の実施事業や関連事業の周知等を目的に年4回発行し全戸配布を行う。

②ホームページ運営

社協の活動やボランティア情報などをホームページやフェイスブックで広く発信し、社協事業の周知を図る。

(2) 住民が必要とするサービスを企画・開発するために

①ひとり暮らし・高齢者世帯の実態把握

社協から民生委員児童委員に調査依頼を行い、実情に応じたひとり暮らし高齢者・高齢者世帯等の名簿を作成する。

(計 画)

▼民生委員児童委員による実態調査 3月～4月実施

②福祉座談会の開催

住民の地域福祉への意識を引き出し、地域課題の発見や、住民同士の支え合い活動を推進することを目的とし福祉座談会を実施する。

(計 画)

▼町内行政区もしくは地区サロンや地区の集会等での 5 カ所開催を目標とする

③座談会後の継続支援

福祉座談会実施済みの地区を対象に、継続的な関わりを持ち、住民主体の地域支え合い活動を支援していく。

④困りごとやニーズ調査

地域に出向き（アウトリーチ）、地区ごとの困りごとやニーズの傾向を調査する。

（3）住民が在宅で安心して暮らす事ができるために

①居宅介護支援事業（介護保険制度）

訪問介護や介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメントを行う。

(計 画)

▼居宅介護支援事業所としてケアマネージャー1名を配置し、利用者の意向に沿ったケアプラン作成や、在宅支援などのサービスにつなげる。

②訪問介護事業（介護保険制度）

訪問介護事業所として、訪問介護員による在宅支援などのサービスを提供する。

(計 画)

▼利用者の在宅生活のための支援やニーズに合ったサービスを提供する。また、事業所として安定したサービス提供ができるよう人材確保に努める。

③訪問型予防事業（介護予防・日常生活支援総合事業）

要支援認定者及び事業対象者へ在宅での生活を支援するため、訪問介護員が援助を行う。

④居宅介護事業・重度訪問介護事業（障害者総合支援制度）

障がいを持った方へ訪問介護員を派遣し在宅生活の維持を図る。

⑤通所型サービス B 事業（介護予防・日常生活支援総合事業）

なかよし会・ふれあい会の名称で開催し、要支援認定者及び事業対象者が、手芸やレクリエーション等を行い、参加者の健康維持・生きがいづくりの場を提供する。また、会の運営補助や食事作りに、ボランティアとして地域住民の協力を受けながら活動を推進する。

(計 画)

▼開催日 毎月第1～3週 火曜日（三加和地区）、木曜日（菊水地区）

▼登録者 56名

▼参加者 約45名の参加者を維持しながら会の運営を図る

⑥ふれあいいきいきサロン事業

地域の集いの場として、公民館を活用したサロン活動を広く周知し、新規立ち上げを支援する。また、自主活動のサロンに対し助成金を交付し各地域での開催を促す。

(計 画)

▼現在実施されているサロン 9 地区

→本年度は 2 地区増の 11 地区開催を目指し周知を行う

⑦男性料理教室事業（町受託事業）

男性参加者を対象に、基本的技術の修得や栄養講座等で調理を学ぶとともに、参加者同士の交流の場となるよう実施する。

(計 画)

▼開催日 毎月第 3 金曜日 午前 10 時～午後 1 時

▼協 力 なごみ食の会（食事づくりボランティア）

▼登録者 10 名

→本年度は 5 名増の 15 名参加を目標に周知を図る

⑧男性の集いの場づくり

男性の閉じこもり防止や、社会参加を促すことを目的とした集いの場を開催する。

(計 画)

▼男性の参加しやすい会となるよう、年間を通した珈琲講座などを計画する。

併せて、より男性が集まりやすい会の運営のためのアンケートやニーズ調査を行う。

⑨介護予防教室運営事業（町受託事業）

各地区公民館で筋力アップのための体操教室を実施し、定期的な職員の巡回指導と自主活動として週 1 回開催する。

(計 画)

▼実施地区 全 59 地区（社協委託 33 地区）

▼体操を通じて、利用者の健康維持だけではなく、地域住民の交流の場として参加しやすい会づくりに努める。

⑩食の自立支援事業（町受託事業）

家庭での調理が困難な高齢者世帯の方を対象に週 2 回、町内福祉施設での調理協力のもと、栄養バランスの取れた弁当を対象者宅へと配達する。また、対象者の在宅生活維持のための安否確認も兼ねる。

(計 画)

▼利用日 週 2 回（月～金曜日配達）

▼利用者 約 34 名

⑪地域福祉権利擁護事業

判断能力が不十分な方の福祉サービス・預金・日常の金銭管理を専門の支援員が行い、安定した生活の支援を行う。

⑫まごころ安心預かりサービス事業

和水町社会福祉協議会の独自事業として、地域福祉権利擁護事業に該当しない方で、日常の金銭管理などが必要な方に対して預かりサービスを実施する。

⑬福祉講演会

福祉に関する各種講演会を年4回程度企画し、住民の福祉への意識向上に付与する。

⑭福祉・介護の相談会

町が行う福祉・介護の相談会への協力をを行い、介護に役立つ情報や講習会など、当事者同士のつながりづくりの場を提供する。

⑮福祉機器貸出事業

一時的に福祉機器を必要とする方への福祉機器貸出しを実施する。

(計 画)

▼貸出物品

①電動ベッド ②ギャッジベッド ③車イス ④チャイルドシート 他

(4) 住民の暮らしの相談・苦情受付のため

①法律相談事業（町受託事業）

住民の暮らしの相談の場として、司法書士による専門相談を実施する。

(計 画)

▼実 施 日 每月第4金曜日 午前10時～12時

▼相談対応者 盛多司法書士

②補聴器相談事業

補聴器や聴力に関する不安や悩みについて、専門業者による相談を実施する。

(計 画)

▼実 施 日 5・8・11・2月（年間4回） 第3金曜日 午前9時～12時

▼相談対応者 (有)熊本補聴器センター

③生活困窮者自立支援事業（県社協受託事業）

様々な理由で経済的に困窮される方に対し、就労など自立に関する相談・支援窓口を設置。課題解決に向けた支援調整会議を隨時開催し、伴走型の支援で課題を分析し問題解決、生活の再建を支援する。

④成年後見制度における中核相談機関の整備

成年後見制度における中核相談窓口を、役場本庁及び社会福祉協議会の2ヵ所に設置することで、当事者及び家族等が相談しやすい環境を整えるとともに、関係団体と協力しながら必要な支援を行う。

⑤福祉金庫貸付

和水町社会福祉協議会の独自事業で、社協会員を対象に5万円を上限に貸付けを行う。

⑥緊急時における食料等の提供

生活困窮等の相談者が、必要な支援サービスを受けることが出来るまでの、繋ぎの支援として食糧等の提供を行う。

⑦生活福祉資金の受付・相談（県社協受託事業）

低所得者・高齢者・障害者世帯等を対象とし、社会参加を促し、安定した生活を送るための生活福祉資金貸付の受付及び相談支援を行う。

（計画）

▼緊急小口資金貸付 令和4年6月まで期間延長

コロナ禍により一時的に収入が減少した世帯を対象とし、生活維持・再建のための緊急小口資金貸付を行う。

⑧高額療養費の受付・相談

国民健康保険被保険者を対象に高額な医療費が一時的に困難な世帯に対して貸付を行う。

⑨苦情相談の受入れ体制

社協に対する苦情・ご意見等に対応し、苦情相談窓口・第三者委員等を設置する。

⑩メールやアンケートによる意見収集

住民からの意見や事業への感想等を把握し、更なる住民サービスの提供や新規事業の検討につなげるため、ホームページや社協だより等において募集する。

（5）住民や団体の活動推進のため

①物品貸出事業

地域住民の交流や学習活動などの活用を目的とした物品貸出事業として、社協で保有する貸出可能な物品の貸出しを行う。

（計画）

▼貸出物品

- ①レクリエーション道具 ②炊き出し釜 ③プロジェクター、スクリーン
- ④屋外用スピーカー、マイク ④高齢者疑似体験セット 他

②社協公用車貸出

関係団体や福祉団体での使用及び福祉に関わる地域活動において、必要に応じ社協公用車の貸出しを行う。

③関係団体への協力・支援

行政や関係団体等への行事協力をを行い、相互協力関係を構築する。

④民生委員児童委員協議会

民生委員児童委員と協働し、地域の高齢者や子供の現状などを把握し、見守り体制を構築するとともに、必要な支援を行う。

⑤老人クラブ連合会

老人クラブの各種活動が円滑に行われるよう支援する。

⑥荒玉都市社会福祉協議会連合会

荒玉2市4町社協の連合会として、総務部会、地域福祉部会、在宅福祉部会の研修等を通じて職員としてのスキル向上に努め、相互協力体制を構築する。

(6) 子どもたちの健全育成及び次世代育成のために

①児童デイサービス事業

夏休み期間中に町内小学生を対象に4日間実施し、地域住民や学生によるボランティアの協力を得ながら、参加者同士の交流や様々な体験や学習の場を設ける。

(計 画)

▼参加者 小学生 約30名 ボランティア 約5名

②福祉体験学習

小・中学校での総合的な学習の時間の中で、高齢者疑似体験等の体験学習を行い、福祉について考えるきっかけ作りの場及び周知の場として実施する。

(計 画)

▼福祉体験項目

- ①高齢者疑似体験 ②車いす体験 ③点字、アイマスク体験
- ④手話体験 ⑤認知症サポーター養成講座 など相談に応じて実施

③ボランティア福祉協力校助成金事業

町内4小中学校での福祉活動及びボランティア活動推進のための活動費を助成する。

④実習生受入体制の整備

大学からの社会福祉援助技術現場実習やヘルパー養成事業所からの実習を随時受入れる。

(計 画)

▼大学実習生受入れ 例年8月及び2月に23日間の受入れ

(7) 事業費募集のため

①寄付金（一般・香典返し）の受付

社協への寄付として、香典返しやその他の寄付金を受付、事業等の財源とする。

②日本赤十字社会員募集

日本赤十字社和水町分区の事務局として、運動月間（5月）に赤十字活動の会員増強や会費募集を展開する。

③社協会費募集

社協が住民の組織であることの周知と併せて各地区行政区長へ協力を依頼（8月）し、会員募集による自主財源の確保を図る。

④赤い羽根共同募金運動

和水町共同募金委員会の事務局として、運動月間（10月～12月）に地域福祉のための募金活動を展開する。

（8）ボランティア活動の推進・啓発のため

①ボランティア連絡協議会への支援

町ボランティア連絡協議会に対して活動費の助成を行い、ボランティア活動が円滑に行われるよう支援するとともに、活動周知を行い、加盟団体の増加に向け活動を推進する。

②ボランティア活動への支援

和水町社会福祉協議会で実施するボランティア活動事業への支援として、助成金や対象者への周知などを行う。

③サロン・ボランティア養成講習会

サロン活動におけるボランティアリーダーの養成やボランティア活動をはじめるきっかけの場づくりとして年1回実施し、参加者同士の定期的な情報交換等を行う。

④中学生ワークキャンプ事業

夏休み期間を利用し、中学生を対象とした日帰りや宿泊での福祉の仕事体験を通して、福祉の担い手、福祉について考えるきっかけ作りの場を提供する。

（計 画）

▼実施日 7月～8月

▼対象者 参加を希望する町内中学生

⑤ボランティアに関する相談受付や活動紹介などのマッチング

町民にとって身近な相談窓口となり、関係団体との良好な関係作りを進めるとともに、ボランティア依頼等のマッチングを行い、円滑な活動につながるような支援を行う。

（9）住民がお互いに支え合うふれあいのまちづくりのために

①ひとり暮らしふれあい招待会

65歳以上の一人暮らしの方を対象に、民生委員児童委員協議会の協力のもと、安心して地域で暮らし続けられるような住民同士の交流の場として、ひとり暮らしふれあい招待会を開催する。

（計 画）

▼実施日 6月・11月（菊水・三加和両地区2回ずつ開催）

▼対象者 町内65歳以上ひとり暮らし高齢者

▼内 容 講演会、レクレーション、昼食会

▼協 力 和水町民生委員児童委員協議会

②出前講座などの職員派遣

地域や団体等を対象に、福祉に関する勉強会や講習会を開催し、認知症や介護等の理解が深まるよう努める。また、各団体より依頼があった場合は職員を講師として派遣し、依頼項目に沿った出前講座を実施する。

③世代間交流事業

町内小学生から、ひとり暮らしの方への年末のお便り交流や、通所サービス内で子育て広場との交流を図り、世代間の交流を促す。

(計 画)

- ▼ひとり暮らしの方への年末お便り交流
 - 町内小学校児童へ作成依頼し対象者へ送付する
- ▼子育て広場との交流会
 - 通所サービスと子育て広場の交流会を実施し交流を図る

④生活支援体制整備事業（町受託事業）

地域住民が主体となった地域づくりの仕組みを構築するため、生活支援コーディネーター2名を配置し、地域ニーズの掘り起こしや新たなサービスの創出など各団体連携のもと推進するとともに、住民主体の支えあい活動への支援を行う。

⑤関係団体との協働体制の構築（協議体）

地域課題や福祉課題の情報を共有するための協議の場として、各種団体・関係機関等それぞれの機能を活かした連携のもと、協働による課題解決に向けた取り組みを行っていく。

(計 画)

- ▼開 催 年間3回予定
- ▼参加団体 ①区長会、老人会、民生委員協議会などの住民による団体
 - ②金融機関や農協、郵便局などの団体
 - ③町内の民間企業 などで構成

⑥生活支援サービス「なごみのわ」

生活支援サービスとして、依頼会員及び協力会員の登録制による住民相互の助け合い事業「なごみのわ」を運用し、安否確認やゴミ出しのお手伝いなど、日常生活を支援する。

(計 画)

- ▼登録者数 依頼会員 9名 協力会員 41名
- ▼新規協力会員養成講座を開催し、5名程度の会員増を目標とする
- ▼既存会員のフォローアップ講座を開催し、活動への理解を深める

⑦見守りネットワーク協定の締結

他業種協働のもと、地域住民が安心して暮らせる見守りネットワーク構築のための定期的な意見交換や情報共有の場づくり及び見守り協定の締結を推進する。

(計 画)

- ▼町内金融機関、農協や新聞販売店などの各事業所等との見守り協定の締結推進

⑧ファミリーサポートセンター事業（町受託事業）

依頼会員及び協力会員の登録制による子ども預かりサービスとして、担当職員1名を配置し、依頼会員が就業などの理由がある場合に、協力会員による子どもを預かるサービスを実施するとともに、両会員が安心して預けられる環境を整備する。

（計 画）

- ▼登録者数 依頼会員 66名 協力会員 9名（両方会員5名含）
- ▼新規会員養成講座を開催し、会員増に努めるとともに、活動件数増加のための周知啓発を行う
- ▼町内保育所や関係機関と連携を取り、依頼会員増のための周知活動を行う
- ▼会員交流会の開催
→ファミリーサポートセンターに登録している会員同士の交流会を実施することにより、会員相互の交流や信頼関係構築を支援する。

（10）防犯・防災のために

①町防災訓練での連携・協力

町防災訓練と連携し、ハイゼックス袋を使った炊出し訓練の指導や、災害ボランティアセンターなどについての周知啓発を行う。

②地域での防災訓練への支援

地域防災力の強化として、地区で行われる防災訓練や炊出し訓練等への人的及び資機材貸し出しなどの支援を行う。

③災害時相互応援協定

災害時の情報共有や人的支援及び災害ボランティアセンター運営補助等を円滑に行うための相互応援協定に基づき、有事の際は相互に支援を行う。

▼現在締結済みの協定

- ①荒玉郡市社会福祉協議会災害時相互応援協定
- ②山鹿市・和水町社会福祉協議会災害時相互応援協定

④災害ボランティアセンター設置運営訓練

各団体協働のもと、災害ボランティアセンター設置運営訓練を実施し、災害時に迅速な対応が取れるよう訓練を行う。